

**2008 年度（第 18 回）日本シニアオープンゴルフ選手権予選競技 参加申込書**

ふりがな				受付	入金確認
氏名					
所属	※参加資格 C-4(1)のアマチュア選手は JGAHDCP の証明を受けたクラブ（JGA 加盟ゴルフ場）名、もしくは団体名を記入				
生年月日	19	年	月	日	年齢
					歳（2008. 10. 23 現在）
	※2008. 10. 23 に満 50 歳以上である必要があります。				
住所 (連絡先)	〒 _____				
電話	連絡先：			携帯：	
<p>現在 JGA では過去の競技データを整理しております。過去の競技記録の整理のため、過去に JGA 主催競技に出場した経験のある方で、出場当時と現在の氏名（登録名を含む）が変わっている方はその当時の氏名（フルネーム）の記入にご協力をお願いします。                  （任意記入項目・該当しない方は記入不要）</p>					
過去出場時氏名： _____（西暦 19 _____ 年頃 JGA 主催競技に出場）					
<p><b>★全ての申込者（7・7 問わず）が記入して下さい。</b>      左記(1)～(3)項について、内容を理解し同意の上、本競技に申し込みます。</p> <p>(1) 競技規定第 A-8 項に記載する個人情報に関する内容について                  (2) 競技規定第 A-9 項に記載する肖像権に関する内容について                  (3) 別紙の「2002 年度のアマチュア資格規則変更に伴う各選手権競技への参加申込上の諸注意事項」について</p> <p align="right">自署 _____</p>					

<b>★全ての申込者が希望ブロック（A～D）を記入して下さい：原則先着順に決定します</b>				
第 1 希望	第 2 希望	第 3 希望	第 4 希望	＜記入上の注意事項＞
				必ず第 4 希望まで記入して下さい。途中までしか記入がなかった場合や同じブロックを複数個所に記入した場合は JGA が会場を決定します。ブロックに関する個別の依頼や要望は一切受け付けません。締切後、会場決定等の理由により参加を取り消しても参加料の返金は認めません。

<b>★競技規定 C-4 項 参加資格(2)・(3)の申込者は該当する資格にチェック(レ 印)して下さい。</b>	
<input type="checkbox"/>	2008 PGA シニアツアー競技登録者
<input type="checkbox"/>	2008 PGA シニアツアー競技登録者ではない日本プロゴルフ協会のトーナメントプレーヤー(TP)会員
<input type="checkbox"/>	2007 日本女子オープンゴルフ選手権競技 第 3 ラウンド進出者

**【これより下は、アマチュアのみ記入して下さい。】**

私は（財）日本ゴルフ協会アマチュア資格規則に照らし、同規則のいずれの規定にも抵触しておりません。

2008 年      月      日      自署 \_\_\_\_\_

<b>★競技規定 C-4 項 参加資格(1)の申込者の JGA ハンディキャップ証明欄</b>	
（JGA ハンディキャップ 実施クラブ／証明可能団体 用）	
上記申込者の	月      日現在の JGA ハンディキャップが _____（小数点以下第 1 位まで記入）であることを証明する。
ハンディキャップ証明者 （クラブ名または団体名）	印 _____

●締切日までに『本申込書』と『参加料(税込 ¥26,000)』を現金書留に同封し、JGA まで送付して下さい。      申込締切日：7月25日(金) 17時

**2002年度のアマチュア資格規則変更に伴う 各選手権競技への参加申込上の諸注意事項**

日本ゴルフ協会は、2002年にアマチュア資格規則2-2『プロフェッショナルゴルファーの団体のメンバー』を変更いたしました。

## アマチュア資格規則 2 プロフェッショナリズム

## 2-2a プロフェッショナルゴルフ協会

アマチュアはいかなるプロフェッショナルゴルフ協会の会員資格も、保有してはならない。

## 2-2b プロフェッショナルツアー

アマチュアはプロフェッショナルに限定されたプロフェッショナルツアーの会員資格を保有してはならない。

注：アマチュアが、プロフェッショナルツアーの登録者になるための資格を得るために、ツアー指定の競技に参加しなければならない場合、そのアマチュアはアマチュア資格を失うことなくそれらの競技に参加することができる。ただし、アマチュアは、それらの競技の賞金を受領する権利を放棄することを、競技参加前に書面で提出しておかなければならない。

2002年度の規則2-2の変更により以下の通りの解釈となります。

- ・プロフェッショナルゴルファーになるための最終段階の競技や試験（注1）に過去において参加申請をしたことがない方は規則2-2には抵触いたしません。
- ・2002年1月1日以降にプロフェッショナルゴルファーになるための最終段階の競技や試験（注1）に参加申請をした方の中で、プロフェッショナルツアーのメンバーに登録していない方、プロフェッショナルゴルフ協会の会員登録をしていない方は規則2-2には抵触いたしません。
- ・2001年12月31日以前にプロフェッショナルゴルファーになるための最終段階の競技や試験（注1）に参加申請をした方、およびプロフェッショナルツアーのメンバーに登録した方、プロフェッショナルゴルフ協会の会員登録をした方は規則2-2に抵触しアマチュア資格を喪失します。

※上記規則2-2は2002年1月1日より適用のため、それ以前に最終段階の競技や試験に参加申請をした方はその時点で規則2-2に抵触し、アマチュア資格を喪失しています。

【注1：プロフェッショナルゴルファーになるための最終段階の競技や試験について】

- ① 日本プロゴルフ協会の「資格認定最終プロテスト」
- ② 日本プロゴルフ協会インストラクター制度の「準B級講習会」や「指導員助手講習会」（～2000）
- ③ 日本プロゴルフ協会ティーチングプロ制度（2002～）の「C級講習会」
- ④ 日本女子プロゴルフ協会の「プロテスト（最終テスト）」
- ⑤ 日本女子プロゴルフ協会のインストラクター制度の「指導員助手講習会」
- ⑥ 日本女子プロゴルフ協会の「ファイナルクオリファイニングトーナメント」
- ⑦ 日本ゴルフツアー機構の「ファイナルクオリファイニングトーナメント」
- ⑧ 日本プロゴルフ協会シニアツアーにおける「最終予選」

但し、アマチュア資格規則2-2に違反していなくても（すなわち、プロフェッショナル協会の会員登録やプロフェッショナルツアーのメンバー登録をしていなくても）、ゴルフの技術指導（アマチュア資格規則の定義5）をして報酬を受け取ったり（就職しているゴルフ場や練習場で業務としてゴルフ技術の指導をしている場合も含む）、賞金を目的にプレー（規則3-1）したことがあったり、その他の規則に違反した行為があるとアマチュア資格を喪失していることとなるので留意すること。

（2001年までの日本オープン、日本女子オープンの各予選競技、または日本ゴルフツアー機構のサード／セカンドクオリファイニングトーナメントへの出場については結果的に賞金を得た場合にのみアマチュア資格を喪失するものとします。）

以上の点を含めたアマチュア資格規則の内容を踏まえ、各選手権競技に参加申込をされる方は自身の申込時点でのアマチュア資格の有無について確認の上、お申込みください。さらに、オープン競技においてはアマチュア資格を保持している場合、賞金獲得を目的とする（参加によりアマチュア資格を放棄する）か、または賞金受領を拒否する（引き続きアマチュア資格を保持する）かの意思表示を明確にしなければなりません。日本オープン予選、日本女子オープン予選競技についてはこれらの点について申込書に確認欄がありますので必ずご記入願います。